

名 称	防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程		制定日 1986 (S61) . 8. 1
規程番号	G-①-02	旧文書番号	改定日 2018. 10. 1

(目的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)第6条、第9条、第13条及び第14条の規定に基づき、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)が行う防災製品ラベルの交付及び防災製品を製造する者が行う防災製品の品質管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災製品ラベルの様式)

第2条 防災製品ラベルの様式及び適用は、別表第1及び第1-2によるものとする。

(防災製品ラベルの交付申請)

第3条 防災製品の認定を受けた者又は単純縫製事業者が防災製品ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第1から別記様式第1-3までの防災製品ラベル交付申請書(以下「交付申請書」という。)を協会に提出するものとする。

2 前項に定める交付申請書は、防災製品の認定を受けた者又は単純縫製事業者が防災製品の製造を行う事業所の所在する場所を担当する協会の本部又は地区事務所に提出するものとする。協会の本部及び地区事務所の所在地並びに担当区域は、別表第2に掲げるとおりとする。

(防災製品ラベルの交付)

第4条 協会は、前条の交付申請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当することを確認した後、防災製品ラベルを交付するものとする。

- (1) 当該申請の申請者が防災製品の認定を受けた者であり、かつ、協会が付与した製品番号の防災製品に係る申請であること。
- (2) 当該申請の申請者が単純縫製事業者であること。

(特定団体を經由した防災製品ラベルの交付申請等)

第5条 防災製品ラベルの交付を受けようとする者が、協会が第12条第1項に規定する要件に適合するものとして認めた団体(以下「特定団体」という。)に所属している場合にあつては、当該特定団体を經由して防災製品ラベルの交付申請を行い、防災製品ラベルの交付を受けることができる。

(事業所番号)

第6条 認定規程第6条第3項及び第9条第2項に規定する事業所番号は、別表第3によるものとする。

(防災製品ラベルの管理)

第7条 防災製品ラベルの交付を受けた者(特定団体を經由して交付を受けた者を含む。)は、防災製品ラベルの管理者を定め、防災製品ラベルの受払い、表示等の必要な管理業務を行わせ、その状況をラベル受払記録簿に記録させるとともに、月ごとの使用状況を防災製品の認定を受けた者にあつては別記様式第2又は別記様式第2-2、単純縫製事業者にあつては別記様式第2-3のそれぞれの防災製品ラベル使用報告書により、協会に毎月報告しなければならない。ただし、特定団体を經由して交付を受けた者にあつては、特定団体を經由して報告を行うことができる。

2 特定団体は、防災製品ラベルの取扱い管理責任者を定め、防災製品ラベルを協会から受領したとき及び所属する事業者に引き渡したときは、別記様式第3の防災製品ラベル取扱簿に記録し保管するとともに、その写しを協会に毎月提出しなければならない。

(適正表示の調査)

第8条 協会は、市販され、又は使用されている防災製品について、防災製品ラベルの表示が適正であるかどうか、関係者の承諾を得たうえ調査を行うものとする。

2 特定団体は、所属する事業者が製造した防災製品で、市販され、又は使用されているものについて、防災製品ラベルの表示が適正であるかどうか、関係者の承諾を得たうえ調査を行い、その結果を協会に報告するものとする。

(防災製品の品質管理)

第9条 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、認定規程第5条第3号又は第8条第1号の規定による認定申請時に提出した品質管理の説明書に従って、防災製品の製造に従事する者に対して防災製品の製造に関する技術教育を行い、防災製品品質管理基準(防災製品認定委員会平成21年10月1日制定。以下「防災製品品質管理基準」という。)に適合する製品等を製造、出荷しなければならない。

2 防災製品の認定を受けた者は、防災製品を製造し又は輸入したときは、製品番号ごとに品質管理の説明書に従って防災製品の防災性能試験(防災頭巾等にあつては、防災性能試験及び1年に1回以上の衝撃吸収性試験、防火服、防火服表地、活動服又は作業服にあつては、防災性試験)を実施し、その結果を別記様式第4から第4-9までにより、1年に1回協会に報告しなければならない。ただし、製造数量が少ない等の事情がある場合においてその旨を協会に届け出たときは、当該防災性能試験の実施期間を延長することができる。

(品質管理状況の調査等)

第10条 協会は、防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者が行う品質管理状況を調査するとともに、試料を収集して性能試験を行うものとする。

2 協会は、市販の防災製品を試買して、試験を行うものとする。また、使用中の防災製品についても使用者と対価などを相談のうえ、試料を収集して、性能試験を行うものとする。

3 協会は、前2項の調査及び試験の結果により、防災製品性能試験基準（防災製品認定委員会 昭和51年8月1日制定）及び防災製品品質管理基準に適合しないと認めた場合には、当該不適合の発生に係る関係事業者に対し、原因の究明、適切な是正処置の実施、不適合のおそれが考えられる製品等の回収を指示するものとする。

4 前項の指示を受けた事業者は、すみやかに指示内容の履行を図り、その結果を協会に報告しなければならない。

(防災製品ラベルの交付停止等)

第11条 協会は、第8条及び第10条の規定による調査等の結果、防災製品ラベルの表示又は品質管理状況が不適正であると認められる事業者に対しては、防災製品ラベルの交付停止又は事業所番号若しくは製品番号の取消しの措置を講じることができるものとする。

(特定団体)

第12条 特定団体が満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 当該特定団体に所属する事業者に対する防災製品ラベルの引き渡し及び管理を適正かつ円滑に行う能力があること。

(2) 防災製品ラベルの管理を担当する専任者が確保されていること。

(3) 防災製品の認定制度についての指導及び普及啓発を図る能力があること。

2 特定団体として承認を得ようとする団体は、次に掲げる資料を添えて協会に申請しなければならない。

(1) 団体の規約

(2) 会員名簿

(3) 防災製品ラベルの管理に関する規程

(4) 防災製品ラベルの管理専任者の氏名及び職名

(5) 防災製品の認定制度についての指導及び普及啓発の具体的計画の説明書

(6) その他の参考資料

3 協会は、前項の規定による申請が行われた場合、申請のあった団体について、第1項に定める要件を満たすものと判断したときは、当該団体を特定団体として承認するものとする。

4 協会は、特定団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第1項の要件に適合しなくなったとき

(2) 不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 防災製品のラベルの管理を適正に行っていないとき。

附 則
この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成4年4月7日から施行する。

附 則
この規程は、平成4年9月29日から施行する。

附 則
この規程は、平成9年3月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成9年10月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成13年12月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年2月15日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年7月15日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。












附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1 防災製品ラベル様式

区分	ラベルの種類	表示方法	様式	サイズ mm
材料	(e)	下げ札 ちょう付		A=52 B=75
	(f)			
完成品	(a)	縫付	プリント 	A=75 B=35
	(b)	縫付	プリント 	A=155 B=35
	(s)	縫付	プリント 	A=25 B=50
	(c)	ちょう付		A=60 B=35
	(d)	ちょう付		A=60 B=35 A=30 B=16
	(透明)	ちょう付		A=60 B=30
	(防護用 ネット)	縫付 装着	 	A=100 B=30 A=50 B=31.4
	(防火服)	縫付		A=75 B=45
	(活動服)	縫付		A=75 B=45

別表第1-2 防災製品ラベルの適用

区分	防災製品の種類 ラベルの種類	寝具類側地類		寝具類ふとん類	寝具類毛布類	テント類・シート類・幕類		非常持出袋		防災頭巾等		衣服等		布張家具等		自動車・オートバイ等のボデイカバー	ローパーティションパネル	襖紙・障子紙等	展示用パネル	祭壇	祭壇用白布		マット類		防護用ネット		木製等ブラインド		災害用間仕切り等	防火服	防火服表地	防火服用高視認性素材	活動服	作業服			
		側地	敷布カバー類			屋外・屋内	屋内	側地	完成品	側地	詰物類	完成品	布地	完成品	側地						※完成品	布地	完成品	完成品	原反	最小販売単位	完成品	完成品							原反	完成品	原反
材料	(e)	●	●		●	●	●	●		●	●		●								●		●		●						●	●					
	(f)																	●																			
完成品	(a)		●	●	●	●			●			●	●	●		●							●				●							●			
	(b)		●	●	●								●																								
	(s)		●									●											●												●		
	(c)					●			●					●									●														
	(d)																						●														
	ミニ(d)																																				
	(透明)																	●	●	●	●						●	●									
	(防護用ネット)																										●										
	(防火服)																																				
	(活動服)																																				●

※布張家具等完成品側地を使用した完成品を含む。

別表第2

本部及び地区事務所の所在地並びに担当区域

事務所の名称及び所在地	確認の業務を行う区域
公益財団法人 日本防災協会（本部） (〒103-0022) 東京都中央区日本橋室町4-1-5 (共同ビル 9階) 電話 (03) 3246-1661 F A X (03) 3271-1692	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県
北海道事務所 (〒060-0031) 北海道札幌市中央区北一条東1-4-1 (サン経成ビル 5階) 電話 (011) 222-3928 F A X (011) 232-2545	北海道
名古屋事務所 (〒460-0015) 愛知県名古屋市中区大井町3-15 (日重ビル 3階) 電話 (052) 321-4344 F A X (052) 321-4343	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
京都事務所 (〒600-8177) 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル 大坂町391 (第10長谷ビル 9階) 電話 (075) 353-4675 F A X (075) 353-4676	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、 奈良県
大阪事務所 (〒540-0011) 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 (谷町八木ビル 1階) 電話 (06) 6947-8844 F A X (06) 6947-8846	大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州事務所 (〒810-0802) 福岡県福岡市博多区中洲中島町3-10 (福岡県消防会館 5階) 電話・F A X (092) 271-4525	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表第3

